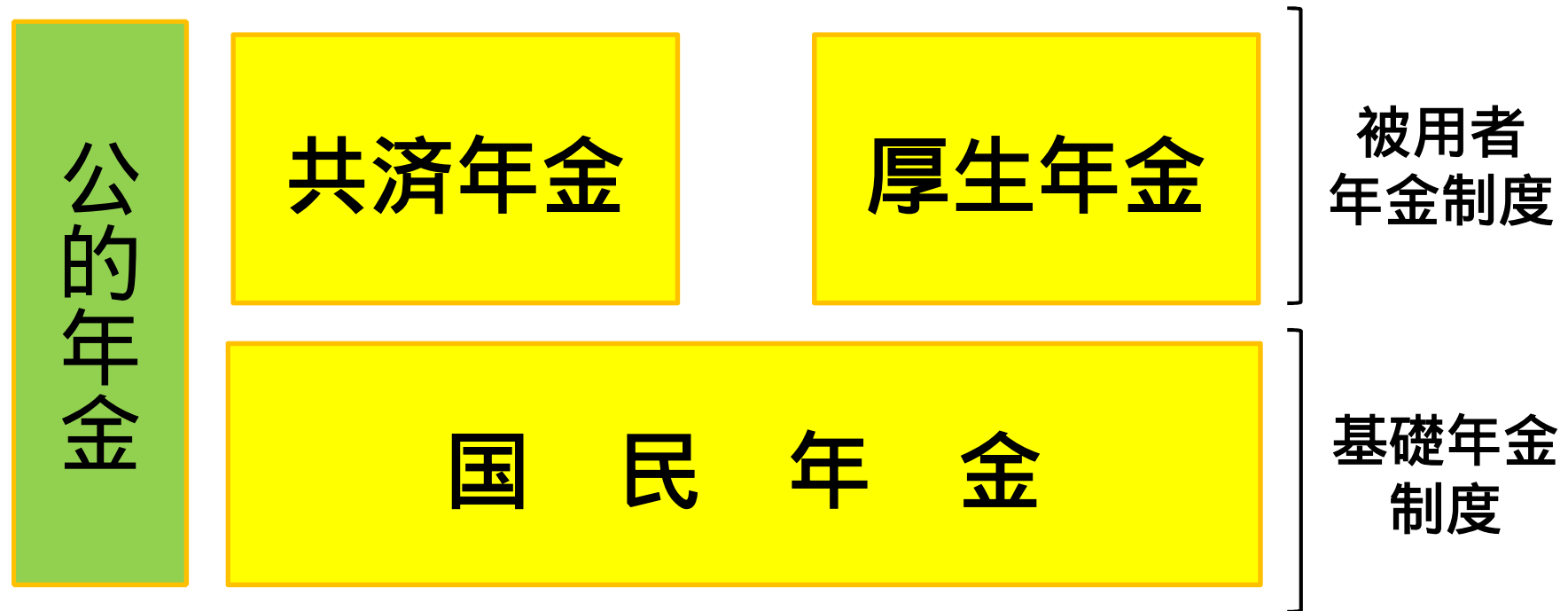


- 1 . 厚生年金制度及び
年金払い退職給付
- 2 . 退職後の健康保険制度

厚生年金制度及び 年金払い退職給付について

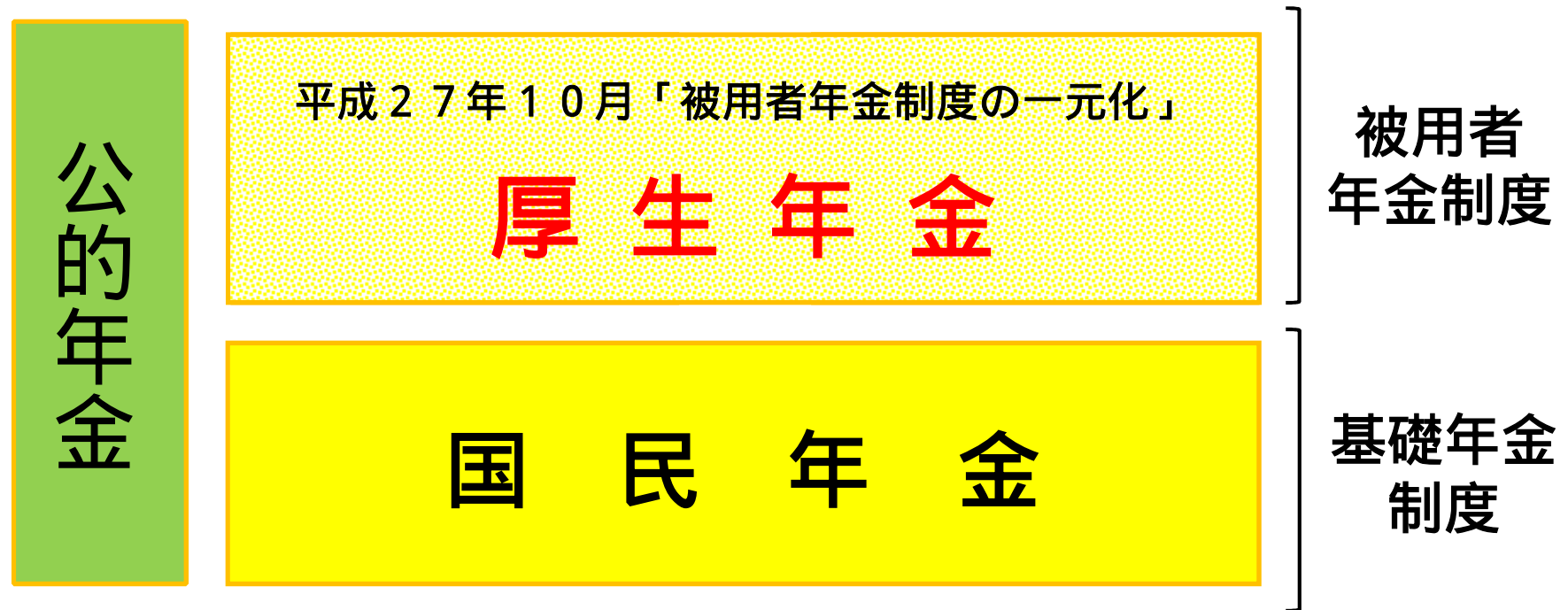
日本郵政共済組合

公的年金制度のしくみ



基礎年金制度(国民年金)は、従来、自営業の方などを対象としていた国民年金制度を、昭和61年4月からサラリーマンやその被扶養配偶者にも適用を拡大し、全国民に共通の「基礎年金」を支給する制度として発足されています。

公的年金制度のしくみ



また、平成27年10月1日の被用者年金制度の一元化に伴い、厚生年金に公務員、日本郵政グループ社員及び私学教職員も加入し、2階部分は厚生年金に統一され、従来の共済年金と厚生年金の制度的な差異は、基本的に厚生年金に揃えて解消されました。

特別支給の老齢厚生年金 支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和29年4月2日から昭和29年10月1日 昭和29年10月2日から昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日生まれ	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日生まれ	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日生まれ	64歳

【注意】失業給付（雇用保険法による基本手当）との調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による求職の申し込みを行った場合は、当該申込み月以後、基本手当を受給している間、当該年金の支給が停止されます。

高年齢雇用継続給付との調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金被保険者として在職中により年金の一部の支給が停止されている間において、高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金を含む）を受けられるときは、当該在職中による支給停止基準額と調整額との合計額に相当する部分が停止されます。

在職中支給停止

65歳未満年金を受給しながら働くとき「賃金＋年金」の月額が、**28万円**を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止されます。また、経過的職域加算部分については、第2号厚生年金被保険者（再雇用フルタイム勤務社員）として働くときは全額停止されますが、第1号厚生年金被保険者（期間雇用社員）として働くときは支給されます。

誕生日が昭和29年10月1日以前の方は、老齢厚生年金ではなく退職共済年金が支給されます。

年金（給付）の種類

年金制度 給付の種類	厚生年金	支給要件
老齢給付	老齢厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始年齢に達していること。 ・保険料納付済期間等が10年以上あること。 また、65歳からは保険料納付期間に応じて、国民年金から「 老齢基礎年金 」も支給されます。
障害給付	障害厚生年金	(一部抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・初診日において2号厚年被保険者であること。 ・障害認定日までに障害の程度が3級以上の障害状態にあるか、65歳に到達する前日までに3級以上の障害状態にあること。 また、障害の程度が2級以上に該当した場合は、国民年金から「 障害基礎年金 」も支給されます。
遺族給付	遺族厚生年金	(一部抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・2号厚年被保険者や2級以上の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき(短期要件)。 ・老齢厚生年金の受給権者または保険料納付済期間が25年以上ある者が死亡したとき(長期要件)。 また、遺族厚生年金を受給できる配偶者で子がいるとき、もしくは、同年金を受給できる子がいるときは国民年金から「 遺族基礎年金 」も支給されます。

「遺族給付を受けられる遺族」について
 死亡当時、その方によって「生計を維持していた方」に限られており、遺族の順位や年齢要件があります。

年金（給付）の種類

保険料納付要件

【障害厚生年金の場合】

初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全体の2/3以上あること。

【遺族厚生年金の場合】

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全体の2/3以上あること。

60歳未満で退職した場合、国民年金の種別変更手続きが必要です。

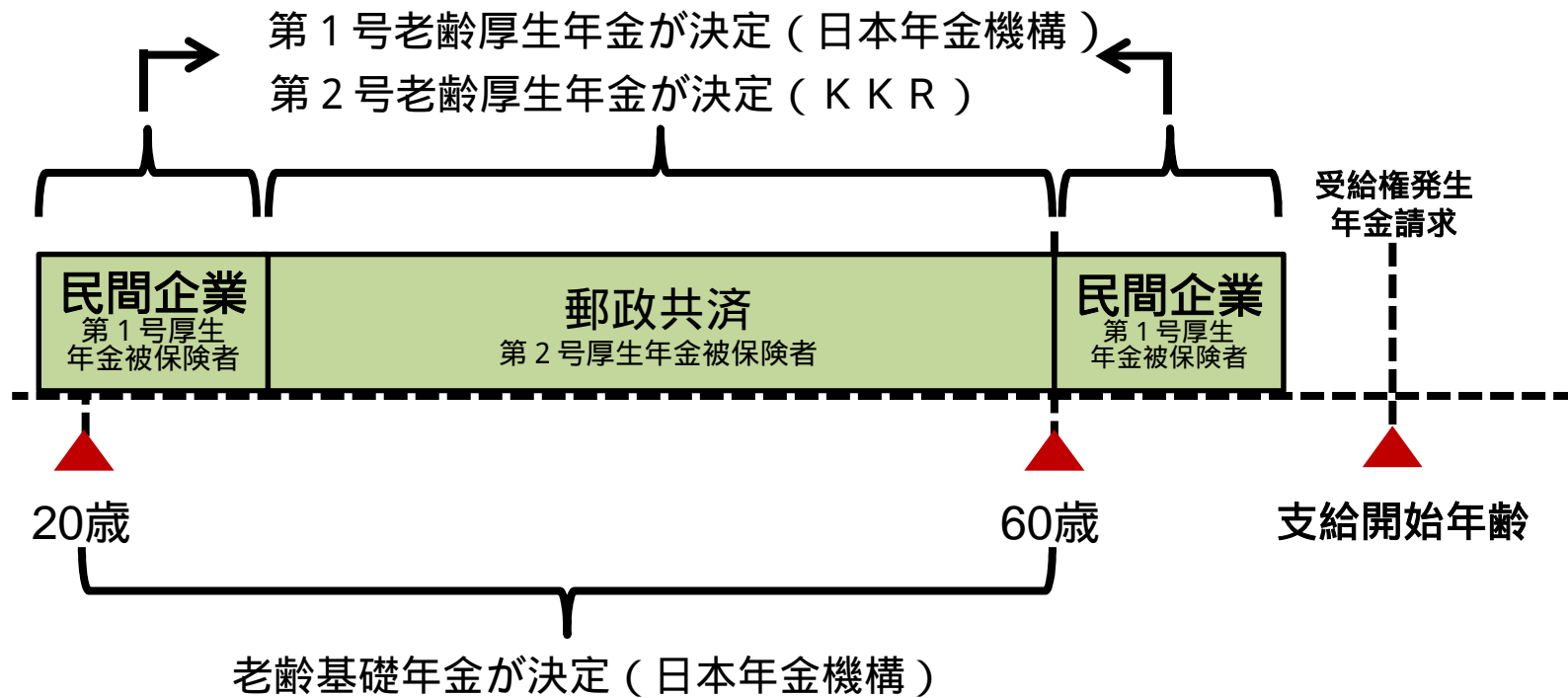
被保険者の区分と実施機関

新区分	被保険者	実施機関
第1号厚生年金被保険者	民間被用者	厚生労働大臣（日本年金機構）
第2号厚生年金被保険者	国家公務員等 郵政グループ社員	国家公務員共済組合及び 国家公務員共済組合連合会（KKR）
第3号厚生年金被保険者	地方公務員等	地方公務員共済組合等及び地方公務員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者	私学教職員	日本私立学校振興・共済事業団

平成27年10月から、被用者年金制度の一元化に伴い、従来、国家公務員共済組合法が適用されている国家公務員等に対しても厚生年金保険法が適用され、上記の区分となりました。

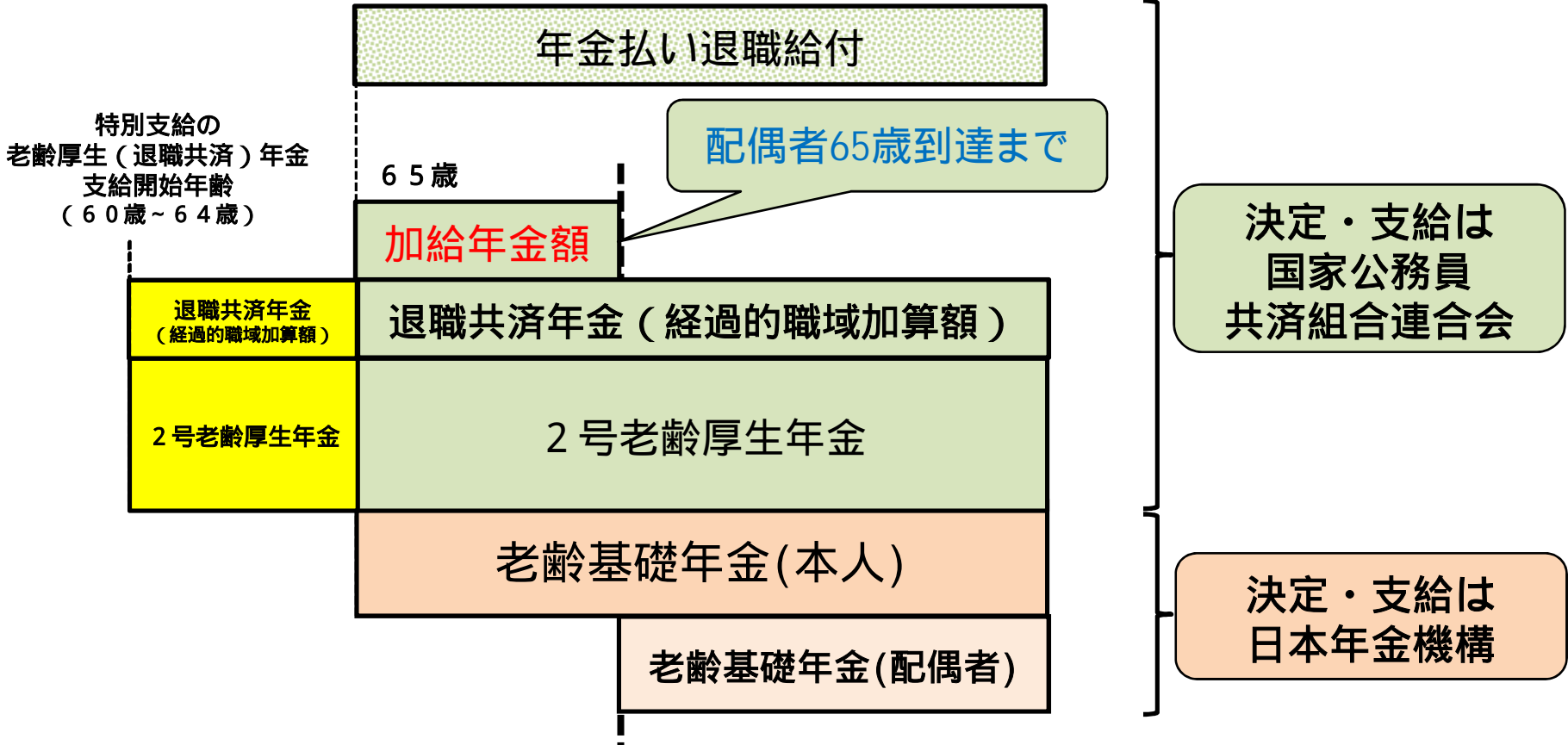
なお、厚生年金保険法における被保険者の資格及び標準報酬等の管理、保険給付、拠出金納付、保険料徴収等に関する事務については、第1号から第4号までの種別に応じた上記の「実施機関」が行うこととなります。

年金の支給決定



年金の構成

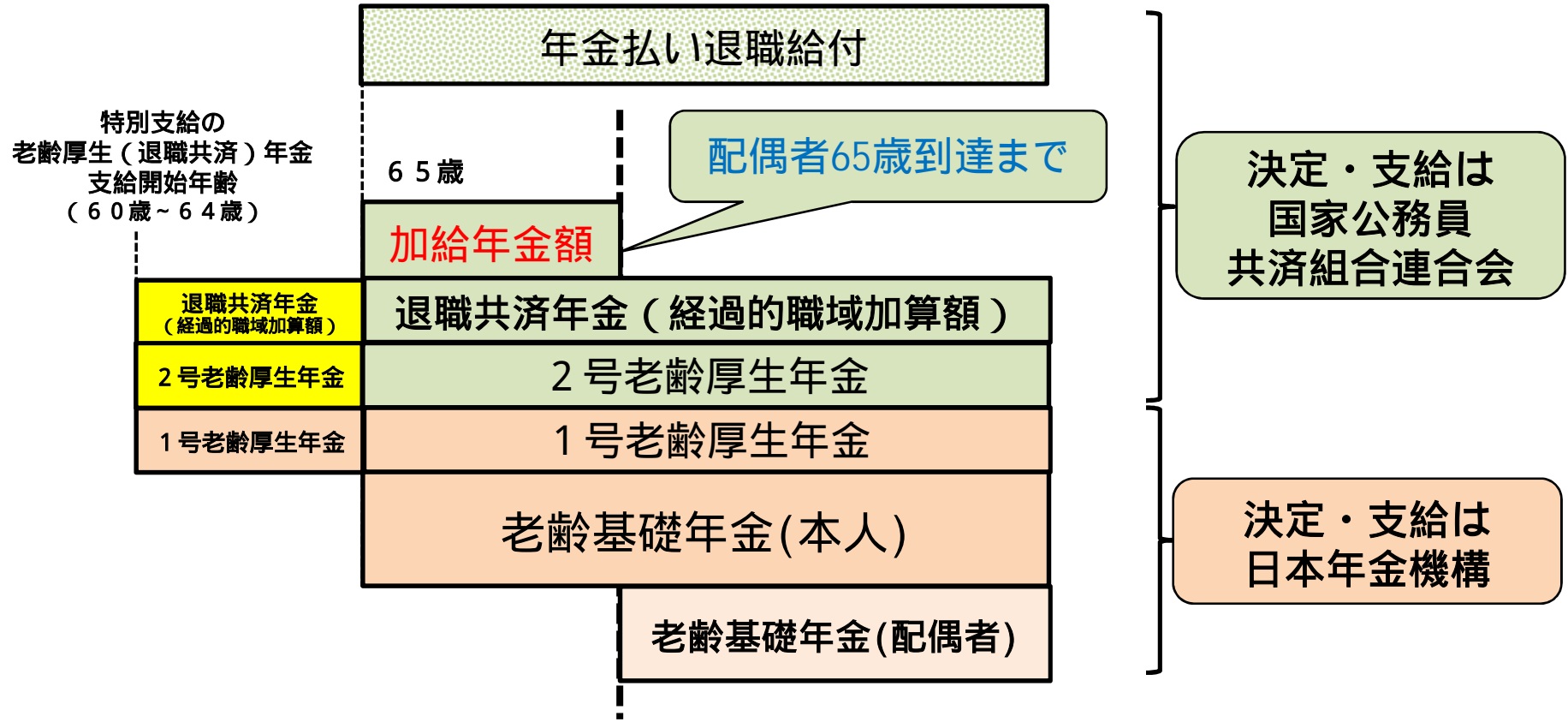
（勤務経験が郵政グループのみ、配偶者ありの場合）



【加給年金対象配偶者の条件及び生計維持要件】
 種別ごとの被保険者期間を合算した期間が20年以上ある老齢厚生年金の受給権を有する方によって、生計を維持されている65歳未満の配偶者がいること。
 生計維持関係の要件
 生計を共にしていること(同居していること)。
 恒常的な収入が850万円未満(又は、所得額が655万5千円未満)であること。

年金の構成

(勤務経験が民間企業と郵政グループ、配偶者ありの場合)



【加給年金対象配偶者の条件及び生計維持要件】
 種別ごとの被保険者期間を合算した期間が20年以上ある老齢厚生年金の受給権を有する方によって、生計を維持されている65歳未満の配偶者がいること。
 生計維持関係の要件
 生計を共にしていること(同居していること)。
 恒常的な収入が850万円未満(又は、所得額が655万5千円未満)であること。

繰上げ請求と繰下げ申出

	受給要件	備考
繰上げ 請求	<p>60歳以上であること。</p> <p>1年以上の被保険者期間(2号厚年期間以外の他種別の期間を含む)を有すること。</p> <p>保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が10年以上あること。</p> <p>現に国民年金に任意加入していないこと。</p> <p>～ を満たしている者が2号厚年期間に係る老齢厚生年金の支給される年齢に達する前に年金の支給を請求したときに支給されます。</p>	<p>【減額率】 ひと月あたり 0.5%</p> <p>【注意】 老齢厚生年金、 経過的職域加算額、 老齢基礎年金は すべて同時に繰上げな ければなりません。</p>
繰下げ 申出	<p>2号厚年期間に係る老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して、1年経過する前に当該年金を請求していなかった場合に支給繰下げによる申出を行うことができます。</p>	<p>【増額率】 ひと月あたり 0.7%</p> <p>【注意】 複数の老齢厚生年金を 併有するときはずべて 同時に繰下げなければ なりません。</p>

62歳支給開始を60歳支給開始に繰上げするケース

【昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれの方の場合】

特別支給の期間	本来受給の期間
62歳	65歳 配偶者65歳
加給年金額	加給年金額
退職共済年金 (経過の職域加算額)	退職共済年金 (経過の職域加算額)
老齢厚生年金	老齢厚生年金
	老齢基礎年金(本人)

老齢厚生年金、経過的職域加算額、老齢基礎年金はすべて同時に繰上げなければなりません

退職共済年金 (経過の職域加算額)	12%減額
老齢厚生年金	12%減額
老齢基礎年金	30%減額

生涯減額されます！

加給年金額は繰上げ対象外です！

60歳	加給年金額
退職共済年金(経過の職域加算額)	退職共済年金(経過の職域加算額)
老齢厚生年金	老齢厚生年金
老齢基礎年金	老齢基礎年金(本人)

注：繰上げ開始時期により、実際の減額率は異なります。

特別支給 62歳の支給開始の方が、本来支給を66歳支給開始に繰下げするケース

【昭和30年4月2日～昭和32年4月1日
生まれの方の場合】

特別支給の期間

本来の受給期間

65歳

配偶者65歳

62歳

加給年金額

退職共済年金
(経過的職域加算額)

退職共済年金 (経過的職域加算額)

老齢厚生年金

老齢厚生年金

老齢基礎年金

複数の老齢厚生年金を併有
するときはすべて同時に
繰下げなければなりません

退職共済年金 8.4%増額
(経過的職域加算額)

老齢厚生年金 8.4%増額

老齢基礎年金 増減なし
(支給開始の繰下げが可能)

生涯増額されますが、

加給年金額は繰下げ
対象外です！

65歳～66歳

請求待機
(年金受給
なし)

加給年金額

8.4%増額

退職共済年金
(経過的職域加算額)

8.4%増額

老齢厚生年金

老齢基礎年金

62歳

退職共済年金
(経過的職域加算額)

老齢厚生年金

注：繰下げの申出時期や勤務状況
によって、実際の増額率は異
なります。

ワンストップサービス

希望される最寄りの実施機関(年金事務所、KKRなど)で、すべての厚生年金加入記録について、まとめて年金相談や年金請求することができます。

これをワンストップサービスといいます。

また、年金請求書及び各種届出書類については、原則、各実施機関共通で1通とし、添付書類についても重複するものについては省略できます。

【ワンストップサービスの対象とならない請求】

それぞれの実施機関への請求手続が必要です。

障害厚生年金及び障害手当金 初診日のある実施機関へ請求

年金払い退職給付 KKRへ請求

本来支給の老齢厚生年金 それぞれの実施機関へ請求

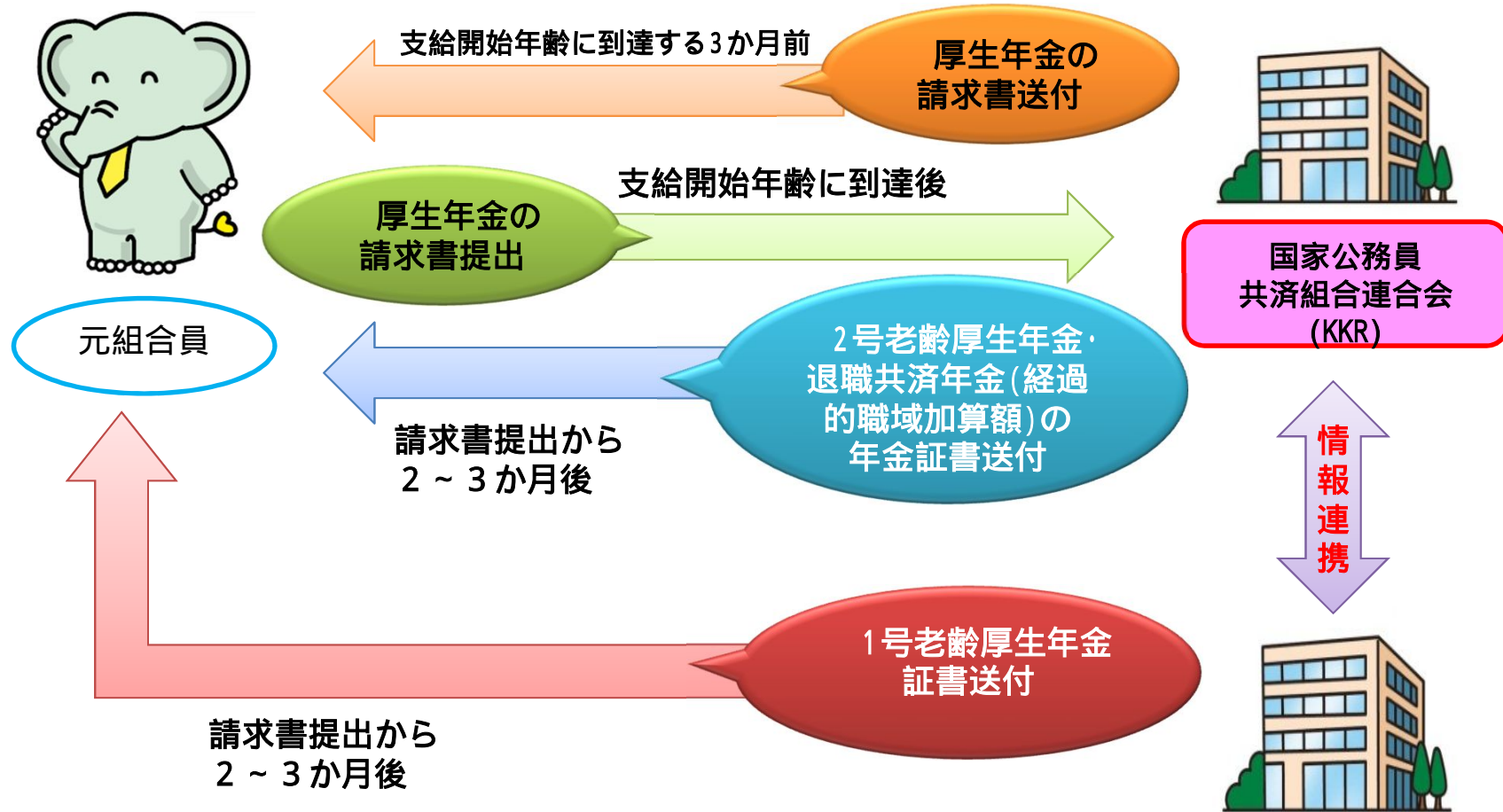
...など

年金を受給するための手続

- 1 第2号厚生年金被保険者でなくなるとき
(退職するとき、短時間勤務コースへ変更するとき、70歳に達したとき)
「退職届」を共済センターへ提出してください。

(注1) 退職届の提出に際して、退職時に年金支給開始年齢到達前か到達後かにより、提出いただく様式が異なります。
(注2) 定年退職した翌日に再雇用フルタイム職員となることや、退職した翌日に別の国家公務員共済組合に加入する場合は、提出不要です。
- 2 老齢厚生年金の請求
支給開始年齢に到達する3か月前に、直近に加入していた厚生年金種別の実施機関(郵政退職者の場合はKKR)より「年金請求書」が送付されます。
支給開始年齢に到達してから、添付書類を整えて送付元へ提出してください。
繰上げ請求により、生涯減額されるが早めにもらい始めることや、繰下げ申出により遅くもらい始めて増額させること等の選択肢もあります。

老齢厚生年金請求の流れ（ターンアラウンド）



65歳からの本来支給の老齢厚生年金及び老齢基礎年金の請求書は、65歳到達前に別途請求書が送付されます。

日本年金機構（年金事務所等）

年金を受給しながら働くとき

退職後の働き方など	年金制度	年金支給額の調整
日本郵政グループで勤務 (再雇用フルタイム勤務社員)	第2号 厚生年金	65歳以降は、「賃金+年金」の月額が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 (65歳未満は28万円を超えた場合支給停止対象) 経過的職域加算額は全額支給停止
日本郵政グループで勤務 (期間雇用社員)	第1号 厚生年金	65歳以降は、「賃金+年金」の月額が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 (65歳未満は28万円を超えた場合支給停止対象)
他の民間企業で勤務		経過的職域加算額は全額支給
自営業、アルバイト、未就労	非加入	年金は全額支給

【「賃金+年金」の月額とは】

「賃金」の月額...「当月の標準報酬月額」+「過去1年間の標準賞与の合計額」×1/12
 「年金」の月額...「厚生年金額から経過的職域加算額及び加給年金額を除いた額」×1/12

また、複数種別の年金を併有している場合は、支給停止額決定後、それぞれの年金額に応じて支給停止額を按分します。
 老齢基礎年金は支給停止の対象にはなりません。

年金の支給調整が行われる基準額については毎年度見直されます。

将来受け取る年金の試算ができます

〈ねんきん定期便について〉

毎年誕生月に1号から4号までのすべての厚生年金被保険者期間にかかる見込み額試算が通知されます。

併せて、直近1年間の加入状況と、50歳以上の方には現在の勤務状況で60歳まで厚生年金加入されていたと仮定した場合の年金額試算が記載されます。

〈インターネットによる閲覧サービス〉

KKRの「KKR年金情報提供サービス」

- ・ ユーザー登録することで、パソコンで自身の2号厚生年金被保険者期間にかかる標準報酬月額等が閲覧可能です。
- ・ 退職日を任意に設定して、見込額の試算が可能です。

(注) セキュリティ対策の向上を図ることを目的としてメンテナンス作業を行っているため、当分の間ご利用いただけない状況です。(平成29年7月現在)

- ・ 利用できない方は、「KKR年金情報提供依頼書」をKKRに郵送すれば、書面で回答されます。

日本年金機構の「ねんきんネット」

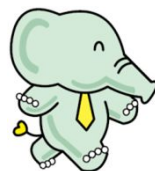
- ・ ユーザー登録することで、パソコンで自身の1号厚生年金被保険者期間と国民年金期間にかかる標準報酬月額等が閲覧可能です。
- ・ 繰上げ、繰下げした場合の詳細な見込額の試算が可能です。

注： 年金額の試算は、依頼された時点において、登録されている標準報酬月額等に基づいて計算されますので、その後の標準報酬月額等の変動や年金額の改定などにより、実際に支給される年金額と異なる場合があります。

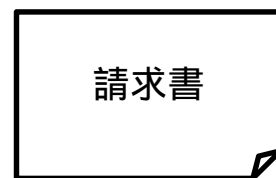
年金相談窓口・請求書の提出先

どの窓口でも受付可能です

組合員（元）



年金相談



請求書類提出

お近くの年金事務所
（日本年金機構）

国家公務員共済組合
連合会（KKR）

その他
（地方公務員等共済組合など）

ご希望の実施機関の窓口で、すべての期間の年金相談・年金請求に対応します。
なお、**年金の試算**については、**各実施機関へ確認**することとなります。
また、「**年金払い退職給付**」については、KKRにご相談ください。

KKR年金相談室・全国年金相談会

KKRでは、年金受給者や組合員の方を対象に、年金に関する様々な相談に応じるため、東京に年金相談室を常設しているほか、毎年、全国各地で年金相談会を開催しています。

【年金相談室】

〒102-8082

千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 「KKR年金相談ダイヤル」

電話番号 0570-080-556（ナビダイヤル）

0570におかけになれない場合

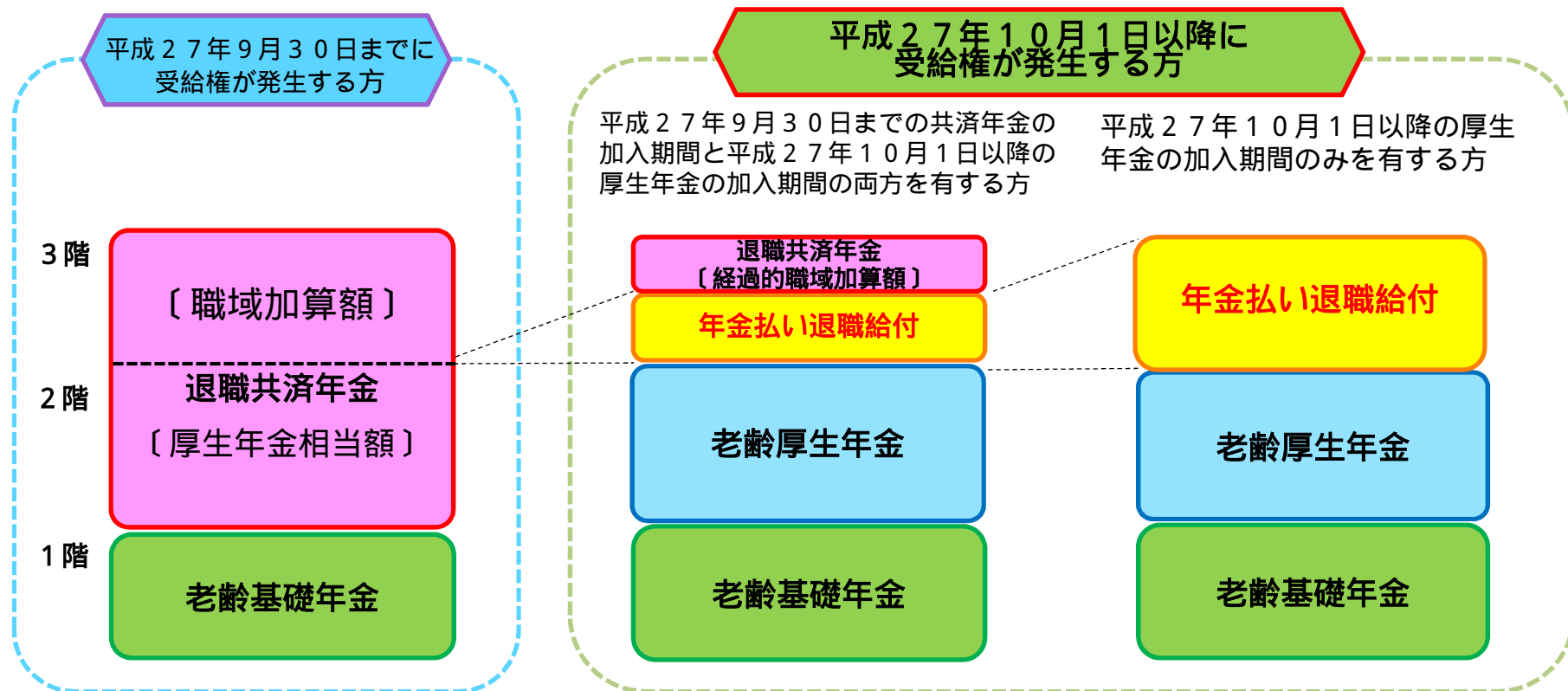
（050で始まるお電話からの発信など）

03-3265-8155（一般電話）

ご相談・お問い合わせの際は必ず「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」が必要となります。

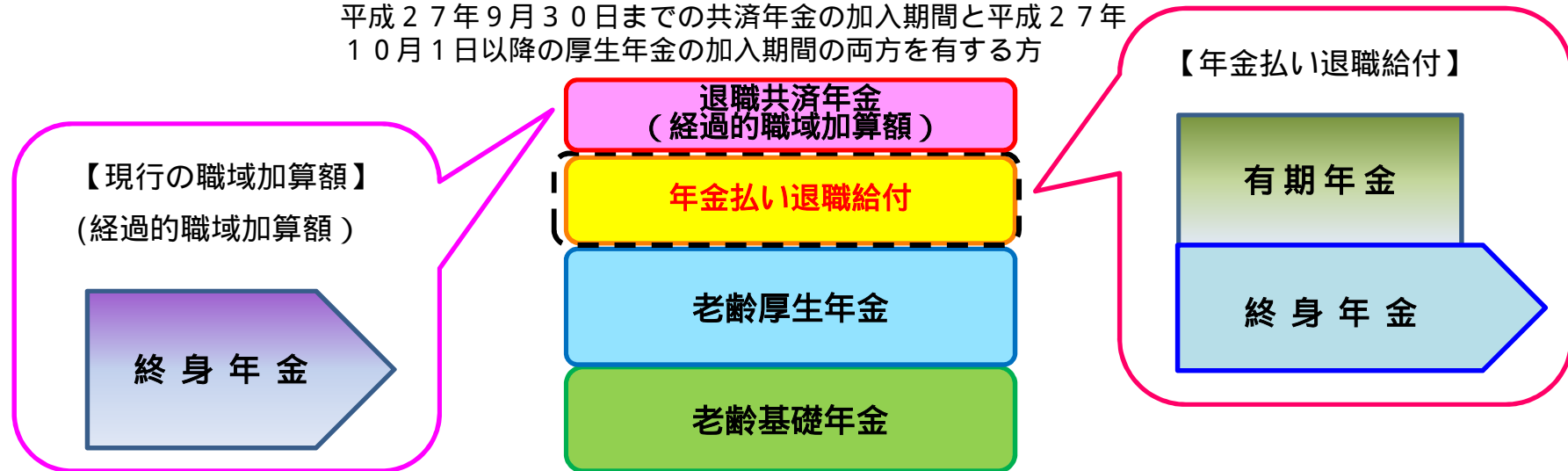
「職域加算額」の廃止と「年金払い退職給付」の創設

- 一元化前の共済年金は、国民年金(基礎年金)・厚生年金相当額・職域加算額に分かれていました。
- 一元化後は、共済年金独自の制度である「**職域加算額**」は廃止され、「**年金払い退職給付**」が創設されました。一元化前から引き続き郵政グループで勤務されている方が、一元化後に退職し年金請求される際には、一元化前までの加入期間に基づく「**退職共済年金(経過的職域加算額)**」と一元化後の加入期間に基づく「**年金払い退職給付**」の両方が支給されます。



「年金払い退職給付」とは？

平成27年9月30日までの共済年金の加入期間と平成27年10月1日以降の厚生年金の加入期間の両方を有する方



年金払い退職給付の半分は有期年金、半分は終身年金となります。

支給開始年齢は、原則65歳からとなりますが、60歳～70歳の間で選択することが可能です。

有期年金の受給期間は、20年・10年・一時金受給から選択可能です。

原則、受給期間は20年ですが、給付事由が生じてから6か月以内に退職年金の請求と同時に手続きを行うことにより、受給期間を10年に短縮、もしくは、年金として受給せずに一時金として受給することが可能です。

年金受給者が亡くなった場合は、終身年金部分は終了します。

有期年金で、まだ受給していない部分がある場合は、遺族に一時金として支給されます。

業務上の負傷や病気が原因で、障害の状態になった場合や死亡した場合は、**公務障害年金・公務遺族年金**が支給されます。

退職年金分掛金の払込の実績通知書

年金払い退職給付は、公的年金と異なり、一人一人が積立てた毎月の「付与額」及び「利子総額」が将来の給付原資となるため、年度単位で毎年度3月31日時点での給付算定の基礎となる額が、6月にKKRから送付されます。

現役組合員には毎年送付され、退職者には、退職年度、35歳、45歳、59歳及び63歳到達年度の記録が翌年に送付されます。

年金払い退職給付の請求手続

年金払い退職給付の請求について

65歳を過ぎてから、KKRより「退職年金決定請求書」が送付されます。

65歳以降も組合員として在職中の場合

退職後にKKRから送付されます。

既に退職されている場合(組合員として在職中でない場合)

受給権発生後(65歳到達後)、KKRから送付されます。

記名、押印してKKRへ返送し提出してください。

繰上げ請求・繰下げ申出について

公的年金とは別に「繰上げ請求」、「繰下げ申出」が可能です。

【繰上げ請求】

60歳以上であり、かつ、退職されている方であれば請求可能ですが、ターンアラウンド請求書は送付されていないため、KKRまたは各共済組合へ繰上げの旨を連絡する必要があります。連絡後、KKRからターンアラウンド請求書が送付されます。

【繰下げ申出】

KKRから送付されてきたターンアラウンド請求書を提出せず、70歳に達する日の前日までに受給を希望されるときにKKRへ連絡する必要があります。

退職後の健康保険制度について

退職後の健康保険制度について

日本郵政グループ会社等を退職すると、退職日の翌日に共済組合員の資格がなくなります。

資格喪失日（退職日の翌日）以降は何らかの健康保険制度に、必ず加入しなければなりません。

退職後に加入する健康保険制度は、退職後のライフスタイルによって異なりますので、事前に各種健康保険制度について確認し、届出期限に間に合うよう、手続きをすることが必要です。

注意

各種健康保険制度では加入に関する届出期限があります。手続きが遅れると、医療費が全額自己負担となる場合がありますので注意してください。

退職後は組合員証(保険証)を必ず共済センターへ返納してください

健康保険制度の種類

退職後は **スグ** に手続きを！

届出期限に余裕がありませんので、退職後の健康保険選びは在職中に選択してください。

■ 退職後の健康保険一覧

種類	加入条件	保険料	加入期間	加入手続先	届出期限
① 社会保険等（再就職先） （退職の翌日付で再就職）	・1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上 ・1ヶ月あたりの決まった賃金が88,000円以上 など （詳しくは再就職先にご確認ください。）	半額負担 （労使折半）	在職中	再就職先(庶務担当)	—
退職の翌日付で再就職先の健康保険に加入しない場合は、次の②～④から選択して届出期限までに加入手続をします。					
②任意継続組合員	退職日の前日まで共済組合に1年以上継続して加入していること。	全額自己負担 （在職中の短期・介護掛金の約2倍）	最長2年間	日本郵政共済組合 共済センター	退職日から 20日以内
③国民健康保険	他の健康保険に加入していないこと。	前年の収入 によって決定	75歳未満	居住している市区町村	退職日の翌日から 14日以内
④ 家族の被扶養者	原則は以下のとおりですが、詳しくはご家族の健康保険組合等に確認してください。 1. 3親等内の親族 2. 年収130万円未満 （障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は180万円未満）	なし	扶養の要件を満たしていれば、 75歳未満まで	家族が加入している健康保険組合	詳しくはご家族の健康保険組合等に確認してください。 退職日の翌日から 5日以内 14日以内 30日以内等・・・、 各健康保険組合で届出期限が異なります。

掛金(保険料)

1 社会保険等
再就職時の報酬に基づき決定(労使折半)

2 任意継続組合員
全額自己負担(掛金分 + 事業主負担分)

≪平成29年度の例: 月額最高額 44,132円≫

任意継続短期掛金1か月分 ⇒ 最高額 39,278円

40歳~64歳の方 ⇒ 任意継続介護掛金 4,854円が追加

※ 任意継続掛金は退職時の標準報酬月額により決定されるもので、
被扶養者数の増減で掛金額が変わることはありません!

3 国民健康保険
前年の収入や保有財産などにより決定

4 被扶養者になる
なし

任意継続組合員制度

任意継続組合員制度とは、会社を退職して共済組合員の資格を喪失したとき、一定の要件をもとに、希望により退職後も引き続き、在職中と同様に療養等給付及び福祉事業を受けることができる制度です。

1 加入期間

任意継続組合員として加入できる期間は **最長2年間** です。

2 任意継続組合員となるための要件

- ① 退職日の前日までに継続して1年以上の組合員期間があること。
- ② 退職日から起算して20日以内に、初回分の掛金を払い込む必要がありますので、「任意継続組合員となるための申出書」を退職日から起算して10日以内に共済センターへ送付してください。

《例》 退職日（3月31日）：加入申出書送付期限（4月9日必着）⇒ 掛金（4月19日までに払込み）

《注意》 届出期限 及び 払込期限を経過すると任意継続組合員になることができません！

※ この制度は、健康保険制度のみが適用になります。

60歳未満で退職し、任意継続組合員となる場合は、別途、ご自分で国民年金第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。被扶養配偶者が60歳未満の場合も同様に種別変更手続きが必要です。

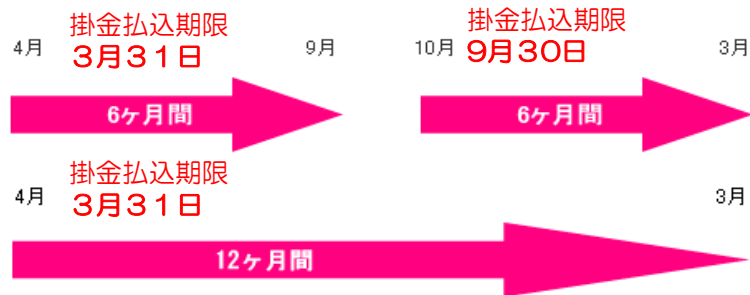
任意継続掛金の払込方法・期限

前納割引(半年・年払)を希望する場合

一定期間の掛金を前納できます。
掛金の払込期限は、前納に係る期間の最初の月の前月の末日となります。

※ 郵便局が休業日の場合は、その前の営業日

退職日から10日前までに申出書提出 ⇒



掛金を前納しない場合(月払い)

- ① 初回掛金は退職日から起算して20日以内
- ② 2回目以降は継続しようとする月の前月の末日となります。

※ 郵便局が休業日の場合は、その前の営業日

退職日から10日以内に申出書提出 ⇒

事例	月				掛金払込期日		
	3月	4月	5月	6月	4月分	5月分	6月分
1	3/31	4/1	4/19		4/19	4/30	5/31
2		4/1	4/2	4/20	4/20	4/30	5/31
3		4/5	4/6	4/24	4/24	4/30	5/31
4		4/20	4/21	5/9	5/9	5/9	5/31

退職日: 3/31, 4/1, 4/5, 4/20
任意継続組合員: 4/19, 4/20, 4/24, 5/9

注意

任意継続掛金は払込期限を経過すると、払込遅延について正当な理由がない限りは、任意継続組合員資格を喪失します。

また、初回の払込みの場合は、任意継続組合員資格を取得できませんので、「申出書の提出期限」及び「掛金払込期限」は必ず守ってください。

選択のポイント

- 1 どの健康保険制度を選んでも、医療費の自己負担額は3割。
- 2 任意継続組合員制度は、附加給付など他健康保険制度にはない制度がある。
- 3 ご家族の被扶養者になると、掛金なし。
ただし、ご家族の健康保険組合の認定条件がある。
 《3親等内の親族、収入限度額（雇用保険の失業給付も収入とみなされます。）》
- 4 退職直後は、前年の収入が影響して国民健康保険の保険料は、割高となることが多い。
- 5 退職して1年経って前年の収入が減少すると、国民健康保険の保険料は下がる場合がある。
 《任意継続組合員となっていた方は、この時に任意継続組合員を脱退し、国民健康保険に加入することもできます。》

「どこの健康保険」に加入していいか？ 判断ができない場合は・・・

取りあえず、退職の日から10日以内に「任意継続組合員」の加入手続きを行ってください！
というのも加入後、「任意継続組合員」を脱退し、「国保」又は「他の健康保険（再就職先の健康保険や家族の被扶養者）」に移るのは可能ですが、「国保」又は「他の健康保険」から任意継続に移ることは出来ないからです。

共済組合の窓口

○日本郵政共済組合コールセンター

電話番号 0120-97-8484

※ 通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間：午前9時00分～午後6時00分

(土、日、祝及び年末年始(12/29~1/3)を除く)

○日本郵政共済組合ホームページ

<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

○各種届出書類の送付先

〒330-9792

さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター

年金関係は 年金担当 あて

退職後の健康保険制度関係は 標準報酬・任継担当 あて

※担当名は必ず記入してください。